

医療法人 社団美心会 看護師奨学金貸与規則

(目的)

第一条 医療法人 社団美心会に将来勤務する有能な看護師を育成するために、奨学金制度を定める。

(貸与対象者)

第二条 看護学校等に在学中または、入学が決定した者で、卒業後、美心会の常勤職員として勤務する意志のある者とする。

(奨学金の貸与申請)

第三条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次の書類を提出し選考を受けなければならない。

1. 本人の履歴書 (写真添付)
2. 在学証明書、または入学証明書
3. 成績証明書 (在学中の看護学校のもの。または直近の卒業学校のもの)
4. その他当法人が必要とみとめるもの

(奨学金の貸与額)

第四条 奨学金の貸与額は月額 50,000 円とし、無利子とする。

(奨学金の貸与期間)

第五条 貸与期間は、看護学校等に在学する期間で、承認された日の属する月から卒業する日の属する月までとする。ただし、休学等がある場合、その期間中は奨学金を貸与しない。

(支払い方法)

第六条 奨学金の支払い日は毎月 25 日とし、当日が所定金融機関の休日にあたる場合は翌営業日とする。支払い方法は本人指定の銀行あるいは郵便局の本人口座への振り込みとする。

(奨学金の廃止と一括返済)

第七条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本規則の適用を中止し奨学金の貸与を廃止するものとする。同時に奨学生はすでに貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

1. 奨学生が、本規則による奨学金の貸与を辞退した場合。
2. 看護学校等を留年、退学した場合。
3. 学業途中において、奨学生としての適性を欠き、または就学成績が著しく不良等で奨学生としてふさわしくないと認められたとき。

(返済の免除)

第八条 奨学生が卒業(資格取得)後に奨学金の支給期間が 3 年以下の場合は 3 年以上、3 年を超える場合は 4 年以上、美心会職員として勤務した場合は、奨学金の返済を免除するものとする。

(返済)

第九条 奨学生は前条に掲げる場合を除き、看護学校等を卒業後、貸与された奨学金の全額を一括して返済しなければならない。

(資格取得できなかった場合)

第十条 卒業後、国家資格を得られなかった場合は、1 年間を限度として返済を延期できる。但し、この場合引き続き資格取得の意思があり、美心会で看護助手として勤務し、入職する意志がある者とする。

奨学金借用契約書

この度、奨学金借用につき、看護師奨学金貸与規則を遵守し、保証人連署の上誓約いたします。
尚、保証人は本人が誓約に反する場合は、奨学金貸与規則に基づき返済の義務を負うことを約します。

年 月 日

医療法人 社団美心会
理事長 黒澤 功 殿

借用期間 年 月 より 年 月
借用金額 月額 50,000 円

本人 住所 _____

氏 名 _____ 印

保証人 住所 _____

関 係 _____ 氏 名 _____ 印

奨学金振込口座

貸与いただく奨学金は、下記に振込みをお願いいたします。

| | |
|-----------------|--|
| (フリガナ) 金融機関名 | |
| (フリガナ) 支店名 | |
| 口座種別 | |
| 口座番号 | |
| (フリガナ) 口座名義 | |